

# 相続の税務 Q&A

▶10◀ ランドマーク税理士法人監修

## 農地の納税猶予の特例

**Q** 農業経営を営んでいた父が亡くなり、農地は長男の私が相続します。納税猶予の特例を受けることができると聞きました。その概要を教えてください。

### 農業を続けていく心構えが大切 譲渡、転用、営農廃止には納付義務

**A** 納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続などにより取得した農業相続人が、その農地等で引き続き農業を営む場合、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するものです。

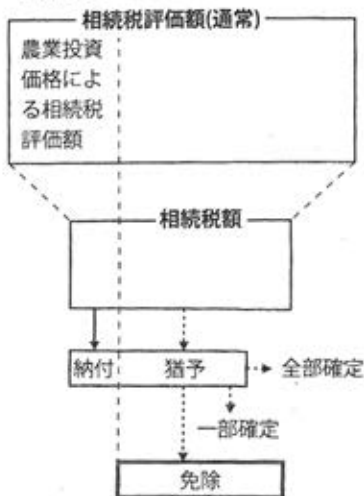
この特例は農業経営を継続するための猶予制度ですから、農業相続人が死亡した場合など、一定の事由に該当しない限り免除されません。

譲渡や農地以外への転用、または農業経営の廃止など農業を営まなくなった場合、利子税とともに相続税を納付しなければなりませんので農業を続けていく心構えが大切です。

なお、市街化区域外の農地に限り、特定貸し付けを行った場合も適用されます。

【解説】相続税評価額から農業投資価格を差し引いた金額に基づいて納税猶予の金額が算出されます。

### ＜相続税の納税猶予の特例＞



- ・農業相続人の死亡
- ・贈与税納税猶予の特例適用を受ける生前一括贈与
- ・市街化区域内の対象農地については、20年間農業経営を継続(特例農地等に都市営農農地等がない場合)、3大都市圏特定市では生産緑地指定を受け終身営農が必要

(注) 『全部確定』：①特例農地等の合計面積が20%超の譲渡、転用等(収用交換等による譲渡は除く)、②農業経営の廃止(やむを得ない事情の農地の貸付は除く)など。

『一部確定』：①特例農地等の合計面積が20%以下の譲渡、転用、②特例農地等の収用交換による譲渡、③農業経営基盤強化促進法に基づく譲渡など。

◇次回は3月18日付